

## 農道等維持用資材支給要綱

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、道路の美化、維持を図るため、自治会（町内会を含む。以下「自治会等」という。）が自ら行う除草作業及び道路補修作業で使用する資材を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 除草作業で使用する資材（以下「除草資材」という。）及び道路補修作業で使用する資材（以下「補修資材」という。）を支給する対象は、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- (1) 法定外公共物道路のうち農道として市が認定したもの。
- (2) 法定外公共物道路のうち林道として市が認定したもの。
- (3) 漁港区域内の生活用道路のうち、私有地を除くもの。
- (4) その他、上記に準ずる道路として市長が認めたもの。

(資材種類等)

第3条 支給する資材の種類と限度量は、除草資材は1作業につき、補修資材は1年度1箇所につき、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 自治会等が資材の支給を受けようとするときは、資材支給申請書（第1号様式）に位置図を添付して市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、資材を支給することが適当であると認めたときは、資材の支給を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(その他)

第6条 市長は、除草資材または補修資材を、実施をする年度の予算の範囲内において支給する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給資材一覧

	種 類	限 度 量
除草資材	刈払機替刃	8枚
	燃料（混合油等）	10リットル
補修資材	真砂土	2トン車で5台まで
	碎石	2トン車で5台まで
	常温アスファルト合材	10袋
	生コンクリート	1.5立方メートル

第1号様式（第4条関係）

資材支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（ 地区）自治会長  
住所  
氏名  
連絡先

代表者  
住所  
氏名  
連絡先

下記資材を支給されるよう申請します。

記

1. 申請理由

2. 資材名及び数量

3. 支給希望日 年 月 日  
（時間指定があれば記入）午前・午後 時 分頃

4. 実施予定日 年 月 日から 日間

5. 場 所 添付位置図のとおり（搬入箇所には○を記入）

※作業は、自治会等が協力して行ってください。